

起債の通り起債するものとする

起債の通り起債するものとする

記

一 起債金額 一金 五拾萬圓也

一 起債の目的 高勢小學校校舎分取場改築工事の充てるため

一 借入先 郵政省簡易保険局

一 借入利率 年八分以内

一 借入時期 昭和二十八年年度但し工事及び財政の都合により起債の全額を翌年度に繰り越して借入れることのできる

一 償還の方法 昭和二十九年年度より年毎に償還するものとする

但し町の財政の都合により繰上償還をせし又は償還年限を短縮せしめしむは低利債の借換をすることができ

一 償還財源 町税及び他一般歳入

昭和二十九年三月二十一日提出

三朝町長 坂 出 雅 巳



昭和二十九年三月二十一日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 廉

